

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄一

市町村名 (市町村コード)	宇都宮市 (92011)
地域名 (地域内農業集落名)	平出 (鶉内,北組,東組,免の内,中平出,東組東,広町,関口,上柳田,下柳田北,下柳田南,北原,小原,三井寺,山下,前表,馬場尻,阿久戸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月20日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

70歳以上の農業者の耕作面積が地域の40%を占め、また、そのうち後継者のいる耕作面積は50%であり、後継者不足が課題となっている。認定農業者等だけでは賅えないため、新たな担い手による農地の引き受けを検討する必要がある。

<免ノ内・山下集落>

- ・河川(山下川)が未整備で、台風や大雨時に氾濫しており、水稻に被害が発生している。

<免ノ内・阿久戸・馬場尻・北原・小原・中平出集落>

- ・ほ場整備事業は完了しているが、区画が小さいため、大型機械による作業効率が悪い。

<関口・柳田集落>

- ・道路に面した水田について、法面が広く、高齢者には草刈りが負担となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<地区全体>

- ・担い手と併せて規模拡大志向の小規模農業者にも集積を進め、地域農地全体における営農継続を図る。
- ・また、担いきれない農地は、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

<免ノ内・山下集落>

- ・山下川の水害対策に取り組むためにも、河川整備と一体的に、圃場整備などの生産基盤の整備を促進しながら、集積・集約化を図る。

<免ノ内・阿久戸・馬場尻・北原・小原・中平出集落>

- ・大型農業機械による作業の効率化を図るため、農地中間管理機構と連携して、水田の大区画化に取り組みながら集約化を図る。

<関口・柳田集落>

- ・道路に接する法面の草刈りについて、耕作者の負担を軽減させるため、多面的機能支払交付金事業を活用し、共同活動に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	595 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	529 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

・宇都宮農業振興地域整備計画に定める農用地区域内の農用地等とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・担い手と併せて規模拡大志向の小規模農業者にも集積を進め、地域農地全体における営農継続を図る。 ・また、担いきれない農地は、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、積極的に農地を機構に貸し付け、機構を通じて、認定農業者等や農地の守り手・支え手への農地の集積、担い手同士の耕作地の交換等による農地の集約化に取り組む。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るとともに、新たな担い手を確保するため、また、水害防止のため、農地の大区画化等農地耕作条件改善事業をはじめとした圃場整備事業について検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新たな担い手を確保するため、農地の大区画化等農地耕作条件改善事業をはじめとした圃場整備事業について検討し、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項 (地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・農業委員会と連携し、農地パトロール等により耕作放棄地の発生を未然に防止する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄一

市町村名 (市町村コード)	宇都宮市 (92011)
地域名 (地域内農業集落名)	石井 (大島,福島,川岸,久保田,根本,西組,久部,新谷,古城内,岡)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月20日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

70歳以上の農業者の耕作面積が地域の46%を占め、また、そのうち後継者のいる耕作面積は54%であり、後継者不足が課題となっている。中心経営体だけでは賄えないため、新たな担い手による農地の引き受けを検討する必要がある。

<古城内・岡集落>

・河川(山下川)が未整備で、台風や大雨時に氾濫しており、水稻に被害が発生している。

<古城内・西組・久保田集落>

・道路に面した水田について、法面が広く、高齢者には草刈りが負担となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<地区全体>

・担い手と併せて小規模農業者のうち規模拡大志向農業者にも集積を進め、地域の農地全体における営農継続を図る。また、担いきれない農地は、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

<古城内・岡集落>

・山下川の水害対策に取り組むためにも、河川整備と一体的に、圃場整備などの生産基盤の整備を促進しながら、集積・集約化を図る。

<古城内・西組・久保田集落>

・道路に接する法面の草刈りについて、耕作者の負担を軽減させるため、多面的機能支払交付金の組織を活用し、共同活動に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	262 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	226 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・宇都宮農業振興地域整備計画に定める農用地区域内の農用地等

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・担い手と併せて小規模農業者のうち規模拡大志向農業者にも集積を進め、地域の農地全体における営農継続を図る。また、担いきれない農地は、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、積極的に農地を機構に貸し付け、機構を通じて、担い手への農地の集積、担い手同士の耕作地の交換等による農地の集約化に取り組む。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るとともに、新たな担い手を確保するため、また、水害防止のため、農地の大区画化等農地耕作条件改善事業をはじめとした圃場整備事業について検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新たな担い手を確保するため、農地の大区画化等農地耕作条件改善事業をはじめとした圃場整備事業について検討し、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>・農業委員会と連携し、農地パトロール等により耕作放棄地の発生を未然に防止する。</p>				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄一

市町村名 (市町村コード)	宇都宮市 (92011)	
地域名 (地域内農業集落名)	清原 <small>(反目,田中,中才,新屋敷,今泉,下原,河沼,野高谷本田,野高谷整梨,中の島,中妻,千波中央,福妻,中台,本田,星の宮,大野南,大野北,本田上,本田下,下河原,中河原,上河原,桑島,鐘山河原,鐘山本田,鐘山松原,鐘山開拓,竹下下,竹下河原,竹下上,道場宿東,道場宿南,道場宿西,溝美六)</small>	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月16日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在は、中心的な担い手等により地区内の農地が維持管理できているが、担い手の高齢化も進み後継者不足も懸念されるため、新たな農地の受け手を育成・確保しつつ、営農維持の支援や効率化を図るための集積・集約化を進め、持続可能な地域農業を目指すことが必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

高収益性作物の導入方針

・米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高い施設園芸作物の生産に取り組む。
 ・また、農地の集積・集約と同時に、地域の農産物のブランド化を推奨して生産者の収益性を高めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,449 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,045 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・宇都宮農業振興地域整備計画に定める農用地区域内の農用地等

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・担い手を中心に規模拡大意向のある農業者に集積・集約化を進め、農地中間管理機構と綿密に連携を取りながら、貸し付けを進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・経営農地の集約化を目指し、機構と綿密に連携を取りながら中心的な担い手へ貸し付けを進めていく。担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し農地の保全管理や新たな受け手への付け替えを進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・ほ場整備の完了している地域や現在整備が進められている地域があるが、農作業の効率化を図るため、農地耕作条件改善事業などを活用しながら更なる農地の大区画化に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①鳥獣被害防止の取組方針				
・地域による鳥獣対策として、目撃・被害の発生状況を把握しながら、被害防止対策の構築に取り組む。				
⑦災害対策への取組方針				
・水害防止のため、田んぼダムの導入について関係機関と連携して取り組む。				

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄一

市町村名 (市町村コード)	宇都宮市 (92011)	
地域名 (地域内農業集落名)	豊郷 (横山上,横山下,瓦谷上,瓦谷下,岩本,川俣,海道町,御幸ヶ原,下川俣,岩曾,竹林上,竹林下,山本,長岡,関堀上,関堀中,関堀下)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月15日 (第3回)	

注 1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在は認定農業者等により地区内の農地が維持できているが、中心経営体の高齢化が進み今後の担い手不足が課題となっているため、新たな農地の受け手を確保しつつ営農維持の支援や集積・集約化を図る必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<地区全体>
 ・担い手のうち規模拡大意向のある農業者に集積を進めるとともに、多面的機能支払交付金の組織を活用し共同活動に取り組みながら、地域の農地全体における営農継続を図る。
 ・また、米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高い施設園芸作物の生産に取り組む。

<海道町>
 ・基盤整備事業の実施を契機に集落営農法人を立ち上げ、法人の構成員が土地利用型の農地の管理に取り組みながら、町内の農地を法人に集積・集約していく。
 ・また、園芸作物の導入を進めるため、いちご団地等において新たな担い手の受入れを促進していく。

<川俣町>
 ・地域内で設立された集落営農組織に農地の集積・集約化を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	713 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	535 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

・宇都宮農業振興地域整備計画に定める農用地区域内の農用地等

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構などを活用しながら、担い手のうち規模拡大意向のある農業者や集落営農法人・組織へ農地の集積を進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・将来の経営農地の集積・集約化を目指し、農地所有者は、積極的に農地を機構に貸し付け、機構を通じて、近所の担い手への貸付けを進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・ほ場整備が完了している地域については、農作業の効率化を図るため、農地耕作条件改善事業などを活用しながら、農地の大区画化に取り組む。 ・ほ場整備が未実施の地域については、ほ場整備の導入について検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・米、麦等の土地利用型作物以外に収益性の高い園芸作物の導入を進めるとともに、新たな担い手の受入れを促進していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①鳥獣被害防止対策の取組方針				
・地域による鳥獣対策として、目撃・被害の発生状況を把握しながら、侵入防止柵や檻の設置等、被害防止対策の構築等に取り組む。				
⑦災害対策への取組方針				
・水害防止のため、田んぼダムの導入について関係機関と連携して取り組む。				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄一

市町村名 (市町村コード)	宇都宮市 (92011)
地域名 (地域内農業集落名)	姿川 <small>(鶴田北部、鶴田西部、鶴田中部、鶴田東部、鶴田南部、桜切、黒木橋中部、黒木橋南部、西川田北部、西川田中部、西川田南部、西川田東部、兵衛塚、暮田南部、暮田東部、暮田西部、鷺の谷、下穴第一、下穴第二、上穴第一、上穴第二、下橋上第一、下橋上第二、橋上南、橋上北)</small>
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月21日 (第3回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・不整形や小区画な農地が散在し、農道や畦畔の草刈りや用水管理など、担い手だけでは負担となり、受け止めきれずに、農地の遊休化につながる恐れがある。

・効率的な農業を進め、生産性を高めるため、認定農業者等への農地の集積・集約化を図っていくとともに、圃場の大区画化など生産基盤の整備や、地域の農地の守り手である、中小規模農家への営農継続の支援などを進め、地域農業の維持を図る必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・北部地域の姿川沿川の土地改良区域周辺における水田利用は、認定農業者等と併せて、中小規模農家のうち規模拡大の意向がある農業者を「農地の守り手・支え手」として位置づけ、集積を進め、対応していく。

・土地改良区域外の農地は、小区画や開田などが多いことから、隣接地区からの入作も含め、水田以外の活用にも取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	641 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	453 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・宇都宮農業振興地域整備計画に定める農用地区域内の農用地等

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北部地域の武子川周辺における水田利用は、現在の中小規模農家の営農継続を図るとともに、不整形で効率の悪い農地の解消に向け、地権者との話し合いを進め、圃場整備などの生産基盤の整備を促進する。 ・南部地域の水田利用は、農地が未整備圃場や小区画圃場などの地域のため、認定農業者等と中小規模農業者への集積を進め、地域農業の継続を図るとともに、新たな担い手を確保するため、圃場整備などの生産基盤の整備を促進する。
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北部地域を重点実施地域とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 ・機構を通じて、認定農業者などの担い手への農地の集積、担い手同士の耕作地の交換等による農地の集約化に取り組む。
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南部地域を中心に、農業の生産効率を高め、認定農業者等への農地のさらなる集積、新たな担い手の確保を図るため、圃場整備事業の促進、農地の大区画化のため農地耕作条件改善事業などに取り組む。
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者等と中小規模農業者への集積を進め、地域農業の継続を図るとともに、新たな担い手を確保するため、圃場整備などの生産基盤の整備を促進する。
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p>

以下任意記載事項（地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・地域農業を持続的に維持・発展していくためには、農地や水路、農道など農業生産の基盤を守る地域の地道な活動を支えていく必要があることから、多面的機能支払交付金事業を活用して、農地所有者や耕作者、兼業農家、定年帰農者など多様な方が、地域農業を守るための共同活動に取り組む。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄一

市町村名 (市町村コード)	宇都宮市 (92011)
地域名 (地域内農業集落名)	城山 (上古賀志,下古賀志,新田,上福岡,下福岡,田下,田野,立岩,瓦作,坂本,戸室,荒針,上駒生,下駒生西,下駒生東,野尻,長坂,金沢,羽下,上飯田,下飯田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月14日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<東地区>

・担い手が農地を担いきれなくなっている一方で、東部地区の農業者の一部が他地区の農地も耕作しており、耕作者の負担が大きくなっている。

<中地区>

- ・ 姿川,鎧川の氾濫の危険性があるため、周辺の農地の防災・減災機能の強化が求められる。
- ・ 他地区に比べて圃場整備が十分ではなく、生産コストの低減が求められる。
- ・ 大谷石採石場跡で農地の陥没の恐れがある。
- ・ 「夏秋仔ゴ」の団地化を見据えた基盤整備が求められる。
- ・ 一部で、耕作の継続が難しい農地が発生している。

<西地区>

・ 現在、農業者の不足はないが、今後の後継者の減少が見込まれ、地区全体を牽引するような後継者確保対策の検討が求められる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<東地区>

・ 担いきれなくなっている農地について、地域外の担い手の受け入れに備え、農地の集積・集約化を図る。

<中地区>

- ・ 農地中間管理機構を活用しほ場整備事業を進め、生産コストの低減とともに農地の円滑な集約・集積を図る。
- ・ 担い手が担い切れない農地では、地域全体で農地の維持・保全に取り組む。

<西地区>

・ 後継者の減少見込みに対し、Iターン・Uターン・定年帰農などの獲得を目指し、いつでも誘致できるよう、農地の集約を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,017 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	636 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

・宇都宮農業振興地域整備計画に定める農用地区域内の農用地等

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
<東地区> ・担いきれなくなってきた農地について、地域外の担い手の受け入れに備え、農地の集積・集約化を図る。 <中地区> ・農地中間管理機構を活用し、ほ場整備事業を進め、生産コストの低減、農地の円滑な集約・集積を図る。 ・担い手が担い切れない農地では、地域全体で農地の維持・保全に取り組む。 <西地区> ・後継者の減少見込みに対し、Iターン・Uターン・定年帰農などの獲得を目指し、いつでも誘致できるよう、農地の集約を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・地域全体で農地の集約化を目指し、生産コストの低減・作業効率化を図りながら、地域外の担い手の受け入れにも備える。
(3) 基盤整備事業への取組方針
<中地区> ・姿川・鎧川周辺について、地域の協力を得ながら、市と連携し、河川の改修を含む周辺地域の農業基盤強化に取り組む。 <西地区> ・ほ場整備は完了しているが、さらなる大区画化により、担い手が耕作しやすいほ場を整備することで後継者の確保と農地の継続を図るため、農地耕作条件改善事業に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・農地所有者や兼業農家、定年帰農者を含む農地の守り手・支え手が、荒廃の未然防止を図り、農村環境を維持するため、自作地での作付を行うとともに、農地や水路、農道など農業生産基盤を維持できる方法を検討する。 ・現在活動している営農集団（ソバ）の活発化を図り、ほかの営農類型（WCSなど）についても、営農集団の発足に取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策<西地区>

・地域による鳥獣対策捕獲体制の構築等に取り組む。

⑤高収入作物の導入<東地区・中地区>

・米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高い施設園芸・果樹（梨）の生産に取り組む。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄一

市町村名 (市町村コード)	宇都宮市 (92011)	
地域名 (地域内農業集落名)	横川 (下栗本町,さるやま町,砂田町,東横田,屋板本町,屋板町,上横田,台新田,川田町本村,川田町本郷,川田町大城内)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月22日 (第3回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・ 耕作者の65%は後継者がおらず、現在の経営規模を維持する意向を示している耕作者は全体の60%に留まり、10年以内には約20%の農家がいなくなる恐れがある。認定農業者等の耕作面積が地域の大半をカバーしているため、これら認定農業者等が効率的に営農を継続できるよう農地の集積・集約化を図る必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・ 地区を東・中・西に分け、相談役を2名ずつ設置し相談を受ける。また、農地の貸し借りについては、将来の経営農地の集約化を目指し、積極的に機構を通じた貸付けを進めていく。
 ・ 米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高い露地野菜の生産導入について検討していく。
 土地利用型だけでなく、畜産農家もいるため、耕畜連携として飼料作物の生産に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	635 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	508 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

・ 宇都宮農業振興地域整備計画に定める農用地区域内の農用地等

注 : 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手への農地の集積率を向上できるような提案を関係機関と連携しながら進め、地域の農地全体における営農継続を図っていく。 ・認定農業者等や農地の守り手・支え手のうち規模拡大希望者及び新規参入希望者に対して、関係機関と連携して条件の良い圃場を斡旋しながら営農継続を図っていく。
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区を東・中・西に分け、相談役を2名ずつ設置し相談を受ける。 ・また、農地の貸し借りについては、将来の経営農地の集約化を目指し、積極的に機構を通じた貸付けを進めていく。
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作業の効率化を図るため、農地耕作条件改善事業などを活用しながら農地の大区画化に取り組む。
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手への農地の集積率を向上できるような提案を関係機関と連携しながら進め、地域の農地全体における営農継続を図っていく。 ・中心経営体や農地の守り手・支え手のうち規模拡大希望者及び新規参入希望者に対して、関係機関と連携して条件の良い圃場を斡旋しながら営農継続を図っていく。
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・土地利用型だけでなく、畜産農家もいるため、耕畜連携として飼料作物の生産に取り組む。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄一

市町村名 (市町村コード)	宇都宮市 (92011)
地域名 (地域内農業集落名)	雀宮西 (針谷上,針谷中,針谷下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月15日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・土地利用型については、後継者や担い手不足、高齢化のため、地区外の認定農業者等を中心に効率的に営農していけるよう農地を集積・集約化させる必要がある。
- ・また、梨生産においては、組織一丸となり、生産振興・生産維持に努めていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農地の貸借については、将来の経営農地の集約化を目指し、積極的に機構を通じた貸し付けを進めていく。
- ・農業の生産効率の向上や農地の集積・集約化を図るとともに、他地区からの担い手の受け入れに備えて、上坪の東側や中坪・下坪において、農地の大区画化等の基盤整備に取り組む。
- ・梨生産の拠点として、産地化に向けた取組を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	118 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・宇都宮農業振興地域整備計画に定める農用地区域内の農用地等

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p><上坪></p> <ul style="list-style-type: none"> ・西側エリアは基盤整備が済んでおり、認定農業者等が担いやすいが、担い手不足・高齢化のため、地区外の中心経営体への集積について協議しながらも、次世代の担い手の掘り起こしに取り組む。また、梨生産者が雀宮地区の半数以上を占めている地区でもあるため、今後も梨生産の拠点としての役割を守っていく。 <p><中坪></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道の確保等、基盤整備がされていない圃場もあるが、水稻の生産量が多い地区である。地区外の中心経営体の協力を得ながら、地域振興を図り、次世代の担い手の掘り起こしに取り組む。 <p><下坪></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田利用の他、畑利用も多い地区であるが、担い手がないため、地区外の中心経営体の協力を得ながら、次世代の担い手の掘り起こしに取り組む。
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の貸し借りについては、将来の経営農地の集約化を目指し、積極的に機構を通じた貸し付けを進めていく。
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の生産効率の向上や農地の集積・集約化を図るとともに、他地区からの担い手の受け入れに備えて、上坪の東側や中坪・下坪において、農地の大区画化等の基盤整備に取り組む。
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区外の中心経営体の協力を得ながら、地域振興を図り、次世代の担い手の掘り起こしに取り組む。
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・梨生産の拠点として、組織一丸となり、産地化に向けた取組を推進する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄一

市町村名 (市町村コード)	宇都宮市 (92011)
地域名 (地域内農業集落名)	雀宮中 (上御田第一,上御田第二,下反町第一,下反町第二,羽牛田,御田長島,茂原東,江面,下原第一,下原第二,雀宮下第一,雀宮下第二,雀宮上第一,雀宮上第二,宮の内,西原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月15日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・雀宮地区外の農業者が耕作している面積が多く、水田よりも畑の不耕作地が多い。また、後継者不足・高齢化が進み、不耕作地が増えているため、地区内外の中心経営体の協力を得ながら営農の維持を図っていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農地の貸借については、将来の経営農地の集約化を目指し、積極的に機構を通じた貸し付けを進めていく。
・土地利用型作物以外に、収益性の高い露地野菜等の生産導入について検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	364 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	320 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・宇都宮農業振興地域整備計画に定める農用地区域内の農用地等

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p><上御田集落></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備が済み、規模拡大しやすい地域である。地区外を中心経営体も担っているため、集落内を中心経営体と協議を進めながら、作業効率の向上に向けた面的集積を含めた農業振興を図っていく。 <p><下反町・羽牛田集落></p> <ul style="list-style-type: none"> ・下反町は、中心経営体の認定農業者複数で担っていく。 ・羽牛田では、いちご経営が盛んであるため、いちご団地などの構想も視野に入れ、中心経営体が担っていくとともに、新規就農者の受入れを促進することで対応していく。 <p><茂原・御田長島集落></p> <ul style="list-style-type: none"> ・御田長島は、地区内外の中心経営体で担っていく。 ・茂原では、後継者はいるが、水田、畑ともに基盤整備等がなされていないため集積しづらいが、作業効率の向上や所得増大につながる作物の導入を進め、新規就農や地区外を中心経営体が参入できるように整備していく。
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の貸借については、将来の経営農地の集約化を目指し、積極的に機構を通じた貸し付けを進めていく。
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備が完了している集落では、農作業の効率化を図るため、さらなる農地の大区画化のため農地耕作条件改善に取り組む。一方で、未実施の集落では、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るとともに、他地区からの担い手の受け入れに備えて、基盤整備の導入について検討していく。
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区外を中心経営体とも協力していきながら、次世代の担い手の掘り起こしに取り組む。
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・基盤整備が完了している集落では、農作業の効率化を図るため、さらなる農地の大区画化のため農地耕作条件改善に取り組む。一方で、未実施の集落では、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るとともに、他地区からの担い手の受け入れに備えて、基盤整備の導入について検討していく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄一

市町村名 (市町村コード)	宇都宮市 (92011)	
地域名 (地域内農業集落名)	雀宮東 (中島,東谷第一,東谷第二,下横田,細工瀬)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月15日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・雀宮地区外の農業者が耕作している面積が多く、水田よりも畑の不耕作地が多い。また、後継者不足・高齢化が進み、不耕作地が増えているため、地区内外の中心的な経営体の協力を得ながら営農の維持を図っていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農地の貸借については、将来の経営農地の集約化を目指し、積極的に機構を通じた貸し付けを進めていく。
 ・土地利用型作物以外に、収益性の高い露地野菜等の生産導入について検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	364 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	320 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・宇都宮農業振興地域整備計画に定める農用地区域内の農用地等

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
<p><上御田集落></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤整備が済み、規模拡大しやすい地域である。地区外の認定農業者等も担っているため、集落内の中心経営体と協議を進めながら、作業効率の向上に向けた面的集積を含めた農業振興を図っていく。 <p><下反町・羽牛田集落></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下反町は、中心的な認定農業者複数で担っていく。 ・ 羽牛田では、いちご経営が盛んであるため、いちご団地などの構想も視野に入れ、中心経営体が担っていくとともに、新規就農者の受入れを促進することで対応していく。 <p><茂原・御田長島集落></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 御田長島は、地区内外の中心経営体で担っていく。 ・ 茂原では、後継者はいるが、水田、畑ともに基盤整備等がなされていないため集積しづらいが、作業効率の向上や所得増大につながる作物の導入を進め、新規就農や地区外の中心経営体が参入できるように整備していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の貸し借りについては、将来の経営農地の集約化を目指し、積極的に機構を通じた貸し付けを進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤整備が完了している集落では、農作業の効率化を図るため、さらなる農地の大区画化のため農地耕作条件改善に取り組む。一方で、未実施の集落では、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るとともに、他地区からの担い手の受け入れに備えて、基盤整備の導入について検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区外の認定農業者等とも協力していきながら、次世代の担い手の掘り起こしに取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤整備が完了している集落では、農作業の効率化を図るため、さらなる農地の大区画化のため農地耕作条件改善に取り組む。一方で、未実施の集落では、農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るとともに、他地区からの担い手の受け入れに備えて、基盤整備の導入について検討していく。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄一

市町村名 (市町村コード)	宇都宮市 (92011)
地域名 (地域内農業集落名)	瑞穂野北 (岡の内,中部,宿,新田,谷地下,新宿小原,西新宿柿木坂,竹の岸,谷川,高田根本,清水内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在は、認定農業者等により地区内の農地が維持できているが、アンケートの結果から、将来において規模縮小または農業引退を考えている農業者と比較し、規模拡大を予定している農業者は少なく、将来の後継者や担い手不足が懸念されるため、これら中心経営体とともに地域の担い手が効率的に営農継続できるよう、農地の集積・集約化を図る必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・認定農業者等と併せて規模拡大志向農業者にも集積を進め、瑞穂野南地区と連携しながら、地域の農地全体における営農継続を図っていく。

・米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高い園芸作物の生産に取り組むとともに、農産物の高付加価値化に取り組む。

・将来の経営農地の集約化を目指し、積極的に機構を通じた貸付けを進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	312 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	251 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・宇都宮農業振興地域整備計画に定める農用地区域内の農用地等

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・認定農業者等と併せて規模拡大志向農業者にも集積を進め、瑞穂野南地区と連携しながら、地域の農地全体における営農継続を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地の貸し借りについての相談窓口を地区内に設置し、調整を図る。 ・また、将来の経営農地の集約化を目指し、積極的に機構を通じた貸付けを進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地耕作条件改善事業などを活用しながら更なる農地の大区画化に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・認定農業者等と併せて規模拡大志向農業者にも集積を進め、瑞穂野北地区と連携しながら、地域の農地全体における営農継続を図っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄一

市町村名 (市町村コード)	宇都宮市 (92011)
地域名 (地域内農業集落名)	瑞穂野南 (森,畑ヶ中,前田内,喜楽町,堀の内,田中,木代上,木代下,田中内,平塚,中前,中後,測の上,万所内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月23日 (第 2 回)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在は、認定農業者等により地区内の農地が維持できているが、アンケートの結果から、将来において規模縮小または農業引退を考えている農業者と比較し、規模拡大を予定している農業者は少なく、将来の後継者や担い手不足が懸念されるため、これら認定農業者等とともに地域の担い手が効率的に営農継続できるよう、農地の集積・集約化を図る必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・認定農業者等と併せて規模拡大志向農業者にも集積を進め、瑞穂野北地区と連携しながら、地域の農地全体における営農継続を図っていく。
 ・将来の経営農地の集約化を目指し、積極的に機構を通じた貸付けを進めていく。
 ・米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高い園芸作物の生産に取り組みとともに、農産物の高付加価値化に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	497 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	370 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

・宇都宮農業振興地域整備計画に定める農用地区域内の農用地等

注 : 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>・地域内の担い手を中心に将来の担い手が未定となっている農地の引受や耕作地の交換等も含めた集約化に係る話し合いを継続的に進め、目標地図を更新していくことにより、農用地の集団化（集約化）を推進する。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>・認定農業者等と併せて規模拡大志向農業者にも集積を進め、瑞穂野北地区と連携しながら、地域の農地全体における営農継続を図っていく。</p> <p>・水田利用については、地区内の園芸農家にも協力を得るとともに、集落営農組織の設立も視野に入れながら営農維持を図っていく。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地耕作条件改善事業などを活用しながら更なる農地の大区画化に取り組む。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>・認定農業者等と併せて規模拡大志向農業者にも集積を進め、瑞穂野北地区と連携しながら、地域の農地全体における営農継続を図っていく。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他
<p>【選択した上記の取組方針】</p>									

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄一

市町村名 (市町村コード)	宇都宮市 (92011)
地域名 (地域内農業集落名)	国本 (野沢, 悟理道, 藤岡, 高谷林, 仁良塚, 足次, 岩原, 新里四区, 新里二区, 新里一区, 神郷, 久武, 沢, 新里三区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月23日 (第3回)

注1: 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・70歳以上の農業者の耕作面積のうち後継者のいる耕作面積は23%であり、後継者不足が課題となっている。
- ・認定農業者等へ農地の集積・集約化を進めるとともに、認定農業者等以外の規模拡大の意向がある農家にも、農地の集積・集約化を進め、地域全体での営農の継続に取り組む必要がある。
- ・圃場整備が進んでいない地域では、不整形で効率が悪い農地が多く、遊休農地が発生しており、担い手へのスムーズな集約のために圃場整備が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・認定農業者等、「農地の守り手・支え手」の経営規模拡大・営農継続を図り、多様な担い手を増やしていく。
- ・宝木本町地区（市街化調整区域）については、中心経営体が多く、農地の集積・集約化が進んでいる。「農地の守り手・支え手」と併せて、引き続き集積・集約化を進めながら、経営規模拡大・担い手の育成に取り組む。
- ・岩原地区については、圃場整備が進んでいないため、不整形で水利が悪く、耕作の継続が難しい農地が多い。担い手への農地の継承に向けて、これらの効率の悪い農地の解消を目指し、圃場整備に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	606 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	398 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

- ・宇都宮農業振興地域整備計画に定める農用地区域内の農用地等

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>・宝木本町地区（市街化調整区域）については、認定農業者等以外の中規模農家が多く、これらの農家を「農地の守り手・支え手」として位置付け、認定農業者等と併せて農地の集積・集約化を図ることで、限られた農地の有効活用を図り、営農継続・農地保全に取り組む。</p> <p>・新里地区については、土地改良事業により圃場整備が進んでおり、認定農業者等へ農地の集積・集約化を図り、営農継続・経営規模拡大に取り組む。認定農業者等の他にも規模拡大の意向がある小規模農家がいることから、これらの農家を「農地の守り手・支え手」として位置付け、認定農業者等と併せて農地の集積・集約化を図る。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>・地区全体で、農地中間管理機構を活用した農地の集積や、担い手同士の耕作地の交換等による農地の集約化に取り組む。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>・岩原地区の耕作放棄地・遊休農地の解消、担い手へのスムーズな転貸に向け、圃場整備などの生産基盤の整備に取り組む。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>・認定農業者等、「農地の守り手・支え手」の経営規模拡大・営農継続を図り、多様な担い手を増やしていく。宝木本町地区（市街化調整区域）については、認定農業者等が多く、農地の集積・集約化が進んでいる。「農地の守り手・支え手」と併せて、引き続き集積・集約化を進めながら、経営規模拡大・担い手の育成に取り組む。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

① 【鳥獣被害対策】

・被害発生場所の把握をし、侵入防止柵や檻の設置等を検討する。

⑦ 【災害等への対策の取組方針】

・市と連携し、田んぼダムの導入も視野に入れながら、地域で水管理に取り組み、水害対策を行う。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄一

市町村名 (市町村コード)	宇都宮市 (92011)
地域名 (地域内農業集落名)	富屋 (大網,上横倉,下横倉,下金井,上金井,下町,西根,田中,門前,上町,中町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・70歳以上の農業者の耕作面積が地域の65%であり、そのうち92%が後継者未定または不明の農業者の耕作面積となっている。
- ・農道、畦畔の草刈や用水の共同管理作業を行っているが、農家戸数の減少と担い手の高齢化が急激に進行しており、担い手だけで継続するには限界が近付いている。
- ・一部の地域では、土地持ち非農家が増加しており、圃場整備が行われていない区域では、遊休農地や耕作放棄地が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・大網、上・下横倉、上・下金井町の田川沿川の地域については、土地改良事業が完了しており、水田利用を中心として、認定農業者等と併せて意欲ある中小規模農家を「農地の守り手・支え手」として位置づけ集積を進め、圃場の大区画化などにも対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	454 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	343 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・宇都宮農業振興地域整備計画に定める農用地区域内の農用地等

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>・徳次郎町西部の鎧川沿川の地域については、近年土地改良事業が完了したことから、水田利用を中心として、中心的な経営体と併せて意欲ある中小規模農家を「農地の守り手・支え手」として位置づけ、集積を進め対応していく。</p> <p>・徳次郎町中央地域については、水田と畑地が混在し不整形で水利も悪いことから、効率の悪い農地の解消に向け、生産基盤の整備を図る。併せて、担い手の確保についても取り組んでいく。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>・ほ場の整備、未整備地区を問わず農地の集積・集約化を更に進め、作業効率を高めると共に生産コストの削減を図りながら、機構を活用して担い手への農地の集約を進める。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>・徳次郎町中央地区を始めとする一部の地域では、ほ場整備事業などの導入により作業の効率化を進める。また、整備完了地区においても大区画化を進め、耕作条件の改善を図り、後継者の確保に繋げる。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>・水田と畑地が混在し不整形で水利も悪いことから、効率の悪い農地の解消に向け、生産基盤の整備を図る。併せて、担い手の確保についても取り組んでいく。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>災害対策への取組方針</p> <p>・水田の保水能力を活用した田んぼダム等の推進など、災害の軽減を図るための方策を検討する。</p>									

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄一

市町村名 (市町村コード)	宇都宮市 (92011)
地域名 (地域内農業集落名)	篠井 (上篠井,中篠井下篠井,六本木,仲内,坊村,岡坪,仲根,桑原,原坪,下小池第一,下小池第二,下小池第三,下小池第四,上小池第一,上小池第二,上小池第三,飯山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月20日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全体として、農地に高低差があり、ほとんどの地域で大区画化が難しいため、大区画化以外の生産基盤の改善・強化の検討が必要。
- ・現在は、集落営農組織・法人と、一部の大規模経営の個人農家が担っており、将来的に見込まれる組織内での担い手の不足や、個人農家の圃場の分散が課題となっている。
- ・上小池・下小池の圃場の大半は、区画が狭く水路等が複雑になっている。スムーズに担い手への集約を進めるため、圃場整備が必須である。
- ・上小池・下小池は集落営農がほとんど機能していないため、機械利用組合の発足などをきっかけに、集落営農化(組織化)の推進が求められる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・大規模個人農家の育成やさらなる営農拡大の支援に取り組み、水田利用の他、果樹・露地野菜の栽培を行う。
- ・個人農家の営農拡大の支援、集落営農化を推進し、認定農業者等を増やしていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	695 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	490 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

宇都宮農業振興地域整備計画に定める農用地区域内の農用地等

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農事組合法人しのい夢ファームを中心に、担い手への農地の集積・集約化を進める。(飯山・上篠井) ・農事組合法人石那田ファームと大規模個人農家を中心に、担い手への農地の集積・集約化を進め、周辺の農地についても担うことができるよう、取り組んでいく。(石那田) ・区画が小さく、耕作が困難な農地が多数あるため、圃場整備を行い、農地中間管理事業を活用しながら、担い手への農地の集積・集約化を図っていく。(上小池・下小池) ・既存の集落営農組織の強化を図るとともに、新たな組織の立ち上げ等についても検討し、農地の集積・集約化等に取り組む。(中篠井・下篠井)
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区全体で、農地中間管理機構を活用した農地の集積や、地域での話し合い等を通じた、担い手同士の耕作地の交換等による農地の集約化に取り組む。
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心部を重点地域とし、担い手への集約や、生産効率の悪い農地の解消に向け、圃場整備などの生産基盤の整備の促進に取り組む。 ・自己負担(地域の負担)をできるだけ削減した改善・整備ができるよう、行政と連携し情報収集に努める。
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農事組合法人しのい夢ファーム、農事組合法人石那田ファーム以外の集落営農組織を機能させるとともに、大規模個人農家の育成、担い手の確保に取り組み、認定農業者等の増加を図る。 ・組織・法人間の連携を図り、将来的には合併等による拡大を検討し、地区全体での農地の集積・集約化に取り組む。
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p>

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄一

市町村名 (市町村コード)	宇都宮市 (92011)	
地域名 (地域内農業集落名)	羽黒 <small>(謡辻,高間木,小室,山田,関白,今里上,今里下,松田,原組,東組,宿組,中組,西組,上田上,上田下,金田東,金田西,免ノ内,高松,冬室上,冬室下)</small>	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月13日 (第3回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p><東地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の高齢化が進んでおり、担い手不足の深刻化が予想される。 ・ 西鬼怒沿岸部の耕地整理事業で整備された圃場では、区画や水路断面が小さく老朽化もしており営農活動はもとより、受け手がおらず農地の集約にも支障をきたしている。 <p><西地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の高齢化が進んでおり、担い手不足の深刻化が予想される。 ・ 圃場の区画が小さく、農地の集積・集約のためには、大区画化が必要であるが、地形勾配が急なため整備が困難である。 ・ 用水は天水のため水不足になっている。 ・ 山間部の農地では、鳥獣被害が発生しているとともに、一部で耕作の継続が難しい農地が発生している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域全体で農地の集約化を目指し、生産コストの低減・作業効率化や集落営農組織など農業者の組織化を図るとともに、新規就農者や地域外の担い手の受け入れにも備える。 ・ 東地区では、米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高い施設園芸の生産に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	812 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	567 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇都宮農業振興地域整備計画に定める農用地区域内の農用地等

注 : 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
<p><東地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・担いきれなくなってきた農地について、集落営農組織など農業者の組織化を図るとともに、農地中間管理機構を積極的に活用し、農地の集積・集約化を図る。 <p><西地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場整備事業を行うとともに、農地中間管理機構を活用し、耕作条件の改善と農地の集積・集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・担いきれなくなってきた農地について、農地中間管理機構を積極的に活用し、農地の集積・集約化を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場整備は完了しているが、さらなる大区画化等により、担い手が耕作しやすいほ場を整備することで、後継者の確保と農地の継続を図るため、農地耕作条件改善事業に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で農地の集約化を目指し、生産コストの低減・作業効率化や集落営農組織など農業者の組織化を図るとともに、新規就農者や地域外の担い手の受け入れにも備える。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策（西地区）

- ・農地耕作条件改善事業を活用した柵の設置等に取り組むほか、地域による鳥獣対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑦保全・管理等

- ・農地の守り手・支え手の協力を得るとともに、多面的機能支払交付金の活動組織の拡大等を含め、耕作者、地権者、自治会などを含めた地域全体で農地の維持・保全に取り組んでいく。
- ・それぞれの地域においての問題点や課題について意見交換できる機会・組織を作っていく。また、新規就農者を受け入れる機会を作る。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄一

市町村名 (市町村コード)	宇都宮市 (92011)
地域名 (地域内農業集落名)	絹島 (上組,東組,西組,中組,西ノ内,東ノ内,下組,滝ノ原,西芦沼,東芦沼)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月13日 (第3回)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p><上小倉地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の高齢化が進んでおり、担い手不足の深刻化が予想される。 ・ 農業法人等への農地の集約が進んできているものの、虫食い状態になっている。 ・ 集落営農組織など農業者の組織化を進めていく必要がある。 ・ 農業機械が高価過ぎて経営が難しい。 <p><下小倉地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の高齢化が進んでおり、担い手不足の深刻化が予想される。 ・ 圃場の区画が小さく、農地の集積・集約には大区画化が必要である。 <p><芦沼地地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の高齢化により畦畔の草刈、水路等の管理に影響がでている。 ・ 園芸農家の後継者は多いが、米麦栽培への興味が薄い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域全体で農地の集約化を目指し、生産コストの低減・作業効率化や集落営農組織など農業者の組織化を図るとともに、新規就農者や地域外の担い手の育成などの受け入れにも備える。 ・ 下小倉地区、芦沼地区では、米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高い施設園芸の生産に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,119 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,017 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇都宮農業振興地域整備計画に定める農用地区域内の農用地等

注 : 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・地域全体で農地の集約化を目指し、生産コストの低減・作業効率化や集落営農組織など農業者の組織化を図るとともに、新規就農者や地域外の担い手などの受け入れにも備える。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・担いきれなくなってきた農地について、集約化の手法を検討していくとともに、農地中間管理機構を活用した集積・集約化を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・ほ場整備は完了しているが、狭小区画の畦畔除去等による大区画化などにより、担い手が耕作しやすいほ場を整備することで、後継者の確保と農地の継続を図るため、農地耕作条件改善事業に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・それぞれの地域においての問題点や課題について意見交換できる機会・組織を作っていく。また、新規就農者を受け入れる機会を作る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①鳥獣被害防止対策（上小倉地区）</p> <p>・地区内での鳥獣被害発生状況を把握していくとともに、市補助を活用した防護柵の設置などに取り組む。</p> <p>⑦保全・管理等</p> <p>・農地の守り手・支え手の協力を得るとともに、多面的機能支払交付金の活動組織の拡大等を含め、耕作者、地権者、自治会などを含めた地域全体で農地の維持・保全に取り組んでいく。</p>

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄一

市町村名 (市町村コード)	宇都宮市 (92011)
地域名 (地域内農業集落名)	田原 (逆面,相野沢,古田,東野,大塚,下組,上組,立伏,叶谷,西組,東組,天王原,宝井上,宝井下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月12日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p><地区全体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者等が進んで受け手となれるような優良農地を造っていくことが必要だが、地権者の同意を得ることが困難なことが予想される。 <p><東南部（新幹線東側及び田原コミュニティプラザまで）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部に窪地や道が狭く農業用機械の進入が困難な場所がある。 <p><中央部（新幹線西側かつ山田川東側）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画が狭い農地が多く、作業効率が悪い。 <p><北西部（北西山間部）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・山間部は水はけが悪く水利問題があるほか、鳥獣被害がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者等々への集約・集積について、農地中間管理機構を活用して進めていく。また、地域内の認定農業者等々で担い切れない場合は、地域外の担い手の受け入れも行っていく。 ・農地耕作条件改善事業等を活用しながら、農道の拡幅や農地の大区画化などによる作業効率の改善に取り組む。 ・米、麦等の土地利用型作物のほか、収益性の高い園芸作物の拡大に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	901 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	873 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮農業振興地域整備計画に定める農用地区域内の農用地等

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者，認定新規就農者，集落営農組織を中心に農地を集約していくほか，農地中間管理機構の活用や地域外の担い手の受け入れを促進していく。 ・ 作業効率の悪い農地や区画の狭い農地について，農道の拡幅や大区画化等により耕作条件を改善し，認定農業者等々が引き受けられる農地にしていく。
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者等々への集約・集積について，農地中間管理機構を活用して進めていく。また，地域内の認定農業者等々で担い切れない場合は，地域外の担い手の受け入れも行っていく。
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地耕作条件改善事業等を活用しながら，農道の拡幅や農地の大区画化等による作業効率の改善に取り組む。
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者，認定新規就農者，集落営農組織を中心に農地を集約していくほか，農地中間管理機構の活用や地域外の担い手の受け入れを促進していく。
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・ 担い手が担い切れない農地では，鳥獣被害防止策に取り組みながら，地域全体で農地の維持・保全に取り組む。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄一

市町村名 (市町村コード)	宇都宮市 (92011)
地域名 (地域内農業集落名)	古里 (稚ヶ坂,和久,奈坪,台岡本,根古屋,申内,東岡本,北組南,田中,釜根,北組北)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月12日 (第3回)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p><中岡本町・東岡本町（国道4号線北側）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継者のいない農地が多く、深刻な受け手不足が予想される。 ・基盤整備を行っているものの、区画が狭いほか、水路の取り入れ口からの距離が長いなど用水が効率的でないため、農地の集約化につながっていない。 <p><下岡本町（国道4号線南側）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継者がいる農地もあるが、規模拡大していく農業者は少なく、将来的な受け手不足が予想される。 ・認定農業者等（営農集団等）が借り受けを進めているが、ほ場が点在しており作業効率が悪い。 ・基盤整備を行っていない地域があり、区画が狭い農地が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p><中岡本町・東岡本町></p> <ul style="list-style-type: none"> ・用水の効率化や水田の大区画化により耕作条件を改善し、認定農業者等々に集約可能な農地を増やしていく。 ・その後、農地中間管理機構を活用し、認定農業者等々に集約・集積していく。 <p><下岡本町></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備未実施地については、農地中間管理機構を活用した、ほ場整備と集約・集積を目指す。 ・それ以外の地域については、畦畔除去等の大区画化を図った上で、既存の営農集団に集積していくとともに、農地中間管理機構を活用し、地域外の担い手も含め、受け入れを図っていく。 <p><作物の生産や栽培方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・米、麦等の土地利用型のほか、収益性の高い園芸作物の拡大に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	493 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	408 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮農業振興地域整備計画に定める農用地区域内の農用地等

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p><中岡本町・東岡本町></p> <ul style="list-style-type: none"> ・用水の効率化や水田の大区画化により耕作条件を改善し，認定農業者等に集約可能な農地を増やしていく。 ・その後，農地中間管理機構を活用し，認定農業者等に集約・集積していく。 <p><下岡本町></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備未実施地については，農地中間管理機構を活用した，ほ場整備と集約・集積を目指す。 ・それ以外の地域については，畦畔除去等の大区画化を図った上で，既存の営農集団に集積していくとともに，農地中間管理機構を活用し，地域外の担い手も含め，受け入れを図っていく。
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者等への集約・集積について，農地中間管理機構を活用して進めていく。また，地域内の認定農業者等で担い切れない場合は，地域外の担い手の受け入れも行っていく。
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p><中岡本町・東岡本町></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地耕作条件改善事業等を活用しながら，農地の大区画化に取り組むほか，用水の効率化について，水利組合に働きかけながら取り組んでいく。 <p><下岡本町></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場整備が完了している地域については，農作業の効率化を図るため，農地耕作条件改善事業などを活用しながら，農地の大区画化に取り組む。 ・ほ場整備が未実施の地域については，農地中間管理機構を活用したほ場整備の導入について検討していく。
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者等への集約・集積について，農地中間管理機構を活用して進めていく。また，地域内の認定農業者等で担い切れない場合は，地域外の担い手の受け入れも行っていく。
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他
<p>【選択した上記の取組方針】</p>									

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇都宮市長 佐藤 栄一

市町村名 (市町村コード)	宇都宮市 (92011)
地域名 (地域内農業集落名)	白沢 (東下ヶ橋,西下ヶ橋,長峰,白沢甲部,白沢河原,白沢南)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月12日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・認定農業者等が引き受ける意向のある耕作面積は一定数あり、受け手は確保できるものの、耕作条件が悪く引き受けられない農地もある。
- ・西鬼怒川沿岸の水田地帯は、約40～50年前の土地改良であり、区画が狭く、用排水路が不十分である。
- ・相続未登記の農地が散在しており、今後も増えていくことが予想される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・西鬼怒川沿岸の水田地帯において、大区画化や用排水の改良による耕作条件の改善により、認定農業者等の受け手が受け入れ可能な農地を確保していく。
- ・相続未登記の農地についても、農地中間管理機構を活用し、認定農業者等へ集約・集積を図っていく。また、併せて農地中間管理機構を活用した農地耕作条件改善事業（土地改良）の施行を目指していく。
- ・米、麦等の土地利用型のほか、収益性の高い園芸作物の拡大に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	532 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	473 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

- ・宇都宮農業振興地域整備計画に定める農用地区域内の農用地等

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・西鬼怒川沿岸の水田地帯において、大区画化や用排水の改良による耕作条件の改善により、認定農業者等々の受け手が受け入れ可能な農地を確保していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・相続未登記の農地を含む、認定農業者等への集約・集積について、農地中間管理機構を活用して進めていく。また、併せて農地中間管理機構を活用した農地耕作条件改善事業について検討していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・農地耕作条件を改善し、認定農業者等が受け入れ可能な農地を増加させていくため、水田の大区画化や用排水の改良等の基盤整備事業（農地耕作条件改善事業等）の実施を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・大区画化や用排水の改良による耕作条件の改善により、受け手の確保を図っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】